

騒音に関する環境基準の地域類型の指定

地域			備考
A類型	B類型	C類型	
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域	別図のうち、 実線で表示 した区域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域	
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域	
第2種中高層住居専用地域	字与儀の一部	工業地域	

備考

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 3 別図は、省略し、沖縄市市民部環境課に備え置き、閲覧に供する。